

○ 食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針

新旧対照表

旧	新
<p>第1～第2 (省略)</p> <p>第3 食品営業許可審査基準</p> <p>1～13 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1～第2 (省略)</p> <p>第3 食品営業許可審査基準</p> <p>1～13 (省略)</p> <p>14 <u>以下の場合にあつては、条例第2条のただし書きを適用し、次のとおり取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 飲食店営業のうち、海水浴場(神奈川県海水浴場等に関する条例((昭和34年神奈川県条例第4号)第2条第1項に規定する「海水浴場」をいう。)又はその他の遊泳場(同条例第2条第2項に規定する「その他の遊泳場」をいう。)において、仮設の建物を用いて季節的に短期間営業する場合かつ供食直前に加熱する食品をその場で客に飲食させ、短期間のうちに消費させることを前提として調理、提供する場合においては、条例の規定のほか、次に定める基準により営業することができる。</u></p> <p><u>ア 条例別表第1第3項第1号に規定するじんあいによる汚染を防止できる構造又は設備を要しないこととすることができる。</u></p> <p><u>イ 条例別表第1第3項第4号に規定する床面及び内壁の材質に不浸透性材料以外の材料を使用することができる。</u></p> <p><u>(2) 飲食店営業のうち、交通が特に不便な山頂、谷間等の電気、水道の設備が十分でない山小屋、キャンプ場、バンガロー等において季節的又は年間を通じて営業する場合かつ供食直前に加熱する食品をその場で客に飲食させ、短期間のうちに消費させることを前提として調理、提供する場合においては、条例の規定のほか、次に定める基準により営業することができる。</u></p> <p><u>ア 条例別表第1第3項第1号に規定するじんあいによる汚染を防止できる構造又は設備を要しないこととすることができる。</u></p>

イ 条例別表第1第3項第4号に規定する床面及び内壁の材質に不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

ウ 山頂等で水が十分に供給されない場合にあっては、条例別表第1第3項第8号、第12号及び第17号に規定する手洗い設備並びに食品等の洗浄設備を貯水式とすることができる。

エ 条例別表第1第3項第6号に規定する消毒装置は、貯水槽に次亜塩素酸ナトリウム液等を滴下する形態とすることができる。

(3) 飲食店営業のうち、住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号)第2条第1号に規定する家屋(以下、「家主居住型民泊施設」という。)を営業施設とし、食事の提供先が当該家主居住型民泊施設の宿泊者に限定されること、1回の食事の提供数が5食程度であること及びその調理を当該家主居住型民泊施設の住宅宿泊事業者及びその同居家族のみで行う施設にあっては、条例の規定のほか、次に定める基準により営業することができる。

ア 家庭用台所と営業で用いる調理場所を併用することができる。

イ 条例別表第1第2項に規定する住居その他食品を取り扱うことを目的としない室又は場所と営業施設との区画を要しないこととすることができる。

ウ 条例別表第1第3項第8号に規定する流水式手洗い設備と条例別表第1第3項第17号に規定する洗浄設備を併用することができる。